

令和2年度第12回定例  
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

令和2年度第12回定例松本市教育委員会会議録

令和2年度第12回定例松本市教育委員会が令和3年3月25日午後2時00分教育委員室に招集された。

---

令和3年3月25日(木)

---

議 事 日 程

令和3年3月25日午後2時00分開議

第1 開 会

第2 教育長挨拶

第3 議 事

[ 議案 ]

第1号 松本市教育委員会規則で定める様式における押印の廃止に関する規則等の制定について

第2号 松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則の一部改正について

第3号 松本市教育委員会組織規則の一部改正について

第4号 教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部改正について

第5号 松本市教育委員会公印規則の一部改正について

第6号 松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則の一部改正について

第7号 松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程の一部改正について

第8号 松本市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について

第9号 松本市立小学校、中学校条例施行規則の一部改正について

第10号 松本市立学校の学校医等の委嘱及び報酬に関する規則の一部改正について

第11号 松本市立小学校、中学校結核対策委員会設置要綱の一部改正について

第12号 松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の一部改正について

第13号 松本市立小・中学校、幼稚園教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

第14号 松本市特別支援教育推進協議会設置要綱の一部改正について

第15号 松本市学校給食実施規則の一部改正について

第16号 松本市学校給食センター運営委員会規則の一部改正について

- 第17号 松本市学校給食食品等選定委員会設置要綱の一部改正について
- 第18号 松本市公民館条例施行規則の一部改正について
- 第19号 松本市奈川文化センター夢の森条例施行規則の一部改正について
- 第20号 松本市青少年ホーム条例施行規則の一部改正について
- 第21号 令和2年度松本市公民館活動推進功労者の追加について
- 第22号 文化財保護法の規定に基づく土木工事等のための発掘の届出等に関する要綱の制定について
- 第23号 まつもと文化遺産の認定について
- 第24号 松本城防火管理規則の廃止について
- 第25号 国宝松本城天守耐震対策専門委員会設置要綱の一部改正について
- 第26号 史跡松本城整備研究会規程の一部改正について
- 第27号 松本市美術館条例施行規則等の廃止について

[ 報告 ]

- 第1号 令和3年松本市市議会2月定例会の結果について
- 第2号 令和2年度海洋教育パイオニースクールプログラムの取組みについて
- 第3号 スポーツ庁公募企画「令和2年度運動部活動改革プラン」事業完了について
- 第4号 地区公民館長の任命について【非公開】
- 第5号 寿公民館の灯油漏出について
- 第6号 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石整備計画の策定について
- 第7号 新型コロナウイルス感染症の影響等に関するアンケート調査結果について

[周知]

- 1 春の大型連休における教育施設の開館について

[ その他 ]

教 育 長 赤 羽 郁 夫

〔出席委員〕

教育長職務代理者 市 川 莊 一  
教 育 委 員 橋 本 要 人  
" 佐 藤 佳 子

〔出席職員〕

教 育 部 長 横 内 俊 哉  
こ ども 部 長 青 木 直 美  
教 育 政 策 課 長 小 林 伸 一  
学 校 教 育 課 長 上 條 公 徳  
学 校 指 導 課 長 高 野 毅  
学 校 給 食 課 長 清 澤 秀 幸  
生涯学習課長兼  
中央公民館長 栗 田 正 和  
施設整備担当課長 丸 山 丈 晴  
文 化 財 課 長 竹 原 学  
文 化 財 課 課 長  
(西部4地区担当) 臼 井 邦 彦  
松本城管理事務所長 米 山 順 一  
美 術 館 副 館 長 堀 洋 一

〔事務局〕

教育政策課  
教育政策担当係長 金 井 稔  
教育政策担当係長 三 村 恵 美

開会宣言 午後2時00分

赤羽教育長は令和2年度第12回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 それでは、定刻になりましたのでこれより第12回定例教育委員会を始めます。私にとっては最後の定例教育委員会ですので、少しだけ時間をいただいております。お話をさせていただきたいと思います。

平成27年4月、新教育委員会制度の下での教育長として着任して以来、任期6年松本市教育委員会の教育行政のトップとして務めさせていただきました。今お手元にも私なりの資料をお配りしてありますけれども、私が6年間で大切にしてきたことを2つ紹介をしたいと思います。

まず1つ目は、特に校長先生、教頭先生の集まりであります校長会、教頭会の折に私の教育や子どもたちに対する見方、考え方ですとか思いですとかそういうものを具体的なエピソードで紹介して、校長先生方や教頭先生方と一緒に教育の在り方とか学校の在り方とか、それから子どもの見方、接し方のようなことを一緒に考えていこうということでお手元にありますように、校長会では「あしたはね」というお便りを出させていただきました。この「あしたはね」というのは、そこに、最初のタイトルのところに「あきのじかんわり」という小学校1年生の平岡あみさんという子の詩が私は大好きで、「あしたはね **こくご** どんぐりひろい どんぐりひろい どんぐりひろい きゅうしょくです」たったこれだけの詩なんですけども、非常にこの詩が好きで「あしたはね」というここからこの題を取らせていただきました。

教頭会のお便りは2枚目にありますけれども、「たんぼぼ」という題で、まるで保育園のたんぼぼ組とかという感じなんですけど、私は春の花で一番たんぼぼが好きなものですから、本当にたんぼぼの詩をつくったり、子どもたちと一緒に学習したこともありましたので「たんぼぼ」という題をつけさせて出させていただきました。

6年間で校長会の「あしたはね」のお便りは103号出させていただいて、教頭会のお便りは6年間で57号ですので合わせて160号ださせていただきました。本当にこの2つのお便りを通して各学校の先生方にも教育や教師の在り方について考えていただけたらいいなと思って続けてきました。もちろん各学校の教育については、校長先生方が直接責任を持って進めていただいています。

すけれども、松本市で大事にしている教師と子どもの温かな心の接点、それが教育の原点であるということをいつでも考えていましたので、遠回りですけれどもみんなで考える機会にさせていただきたいという思いからこのお便りを配ることを続けてきました。なかなか出し続けるというのは大変なこととして、時には学校指導課から「明日校長会です。」、「明日教頭会です。」と催促をされて、慌てて作ったというような思い出もあります。

もう1つは、各学校訪問をしたときにご覧になったことがあるかもしれませんが、ここにある「万よし」というものを各学校に毎年お配りしていました。1月2日の日に毎年朝起きて100枚くらい書きまして、それを正月明けの第1回の校長会で松本市立の学校をはじめ松本の子どもたちがお世話になっている特別支援学校ですとか附属学校園とか、私立の小中学校とか、教育委員会の各課というようなところにもお届けをしていました。この「万よし」というのは全てのごとうまくいきますようにということですが、学校現場や教育委員会の営みはそんなに簡単にうまくいくことがない日々で、そのような中であっても全てがうまくいくようにと願いを託してお届けするということを、これは5年やってきました。各学校でいろいろなところに掲示していただいたものを目にするのが時々あり、先生方がこの願いを受けながら学校の教育活動を進めていただいているなということがうれしく思ったこともありました。現在は本当に変化の激しい時代ですけれども、変化の激しい時代のこういう時代だからこそ揺るぎのない願いですとか思いというのをそれぞれがしっかり持ちながら教育を進めていくということは非常に大事なことはないかなと思っています。また後で平成27年の第1号とそれから今年度の最後の最終号をそれぞれお配りしてありますのでご覧いただけたらと思います。なお、その後最終号で書いてある未完の姿で完結しているという、ここに關わる詩もつけさせていただき、最後のページは私が毎年新任の校長先生の学校を訪ねてお話しするときの資料として、共に学校づくりを一緒にお願ひしますというそんな気持ちを込めてお届けした資料であります。また読んでいただけたら幸いです。

また、今日最後に市川委員からもお言葉をいただく機会がありますので、そのときには市川委員、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、まず令和2年度の第9回、10回の定例教育委員会の会議録についてはいかがでしょうか。

#### 署名委員の指名

教育長 本日の会議録署名委員は橋本委員、佐藤委員ですので、よろしくお願いいたします。

#### 議案審議

教育長 なお、既に前回の研究会のときに福島委員から本日は欠席との申し出がありましたのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の案件は議案が27件、報告が7件、周知事項が1件であります。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項、教育委員会の会議は公開する。ただし人事に関する事件その他の事件について教育長または教育委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決したときはこれを公開しないことができるとの規定に基づき、報告第4号を非公開にすることについてはよろしいでしょうか。

それでは報告第4号は非公開としますので、最後に報告を受けることとします。

それでは早速議事に入ります。今日はいわゆる規則改正等に関わるものが多く、すでに事前に配付していただいていますのでできるだけ説明は簡潔にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

< 議案第1号 > 松本市教育委員会規則で定める様式における押印の廃止に関する規則等の制定について

教育政策課長 議案第1号「松本市教育委員会規則で定める様式における押印の廃止に関する規則等の制定について」説明

教育長 それで押印の廃止に関する規則等ということですが、ただいまの説明についてご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは議案第1号についてはご承認をいただいたものとします。

< 議案第 2 号 > 松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則の一部改正について  
教育政策課長 議案第 2 号「松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則の一部改正について」説明

教育長 議案第 2 号について説明がありました。  
ご質問、ご意見等ありましたらお出してください。よろしいでしょうか。  
それでは議案第 2 号についてご承認いただいたことといたします。

< 議案第 3 号 > 松本市教育委員会組織規則の一部改正について

教育政策課長 議案第 3 号「松本市教育委員会組織規則の一部改正について」説明

教育長 はい、説明が終わりました。  
ご質問、ご意見等ございましたらお出してください。  
はい、よろしいでしょうか。  
それでは、第 3 号議案については承認をいただいたことといたします。

< 議案第 4 号 > 教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部改正  
について

教育政策課長 議案第 4 号「教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則  
の一部改正について」説明

教育長 これも議案 3 号同様というようなことですね。  
はい。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、議案第 4 号につきましても承認いただいたことといたします。

< 議案第 5 号 > 松本市教育委員会公印規則の一部改正について

教育政策課長 議案第 5 号「松本市教育委員会公印規則の一部改正について」説明

教育長 組織改正に伴い公印を削除すると。  
これについてもよろしいでしょうか。  
それでは、議案第 5 号については承認をいただいたものとします。

< 議案第 6 号 > 松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則の一部改正について

教育政策課長 議案第 6 号「松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則の一部改正

について」説明

教育長 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。  
それでは、議案第6号についても承認をいただいたこととします。

<議案第7号> 松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程の一部改正について

教育政策課長 議案第7号「松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程の一部改正について」説明

教育長 これについてもよろしいでしょうか。  
はい、それでは、議案第7号については承認をいただいたものとします。

<議案第8号> 松本市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について

教育政策課長 議案第8号「松本市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について」説明

教育長 説明が終わりました。  
これについてもよろしいでしょうか。  
それでは、議案第8号については承認をいただいたものとします。

<議案第9号> 松本市立小学校、中学校条例施行規則の一部改正について

学校教育課長 議案第9号「松本市立小学校、中学校条例施行規則の一部改正について」説明

教育長 これについてもよろしいでしょうか。  
承認いただいたことといたします。

<議案第10号> 松本市立学校の学校医等の委嘱及び報酬に関する規則の一部改正について

学校教育課長 議案第10号「松本市立学校の学校医等の委嘱及び報酬に関する規則の一部改正について」説明

教育長 はい。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

これについてもよろしいでしょうか。

それでは承認をいただいたことといたします。

< 議案第 1 1 号 > 松本市立小学校、中学校結核対策委員会設置要綱の一部改正について  
学校教育課長 議案第 1 1 号「松本市立小学校、中学校結核対策委員会設置要綱の一部改正  
について」説明

教育長 これについてもよろしいでしょうか。

それでは、議案第 1 1 号については承認をいただいたことといたします。

< 議案第 1 2 号 > 松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の一部改正について

学校教育課長 議案第 1 2 号「松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取  
扱要綱の一部改正について」説明

教育長 これについてもよろしいでしょうか。

それでは、議案第 1 2 号について承認いただいたこととします。

< 議案第 1 3 号 > 松本市立小・中学校、幼稚園教育職員の業務量の適切な管理等に関する  
規則の制定について

学校指導課長 議案第 1 3 号「松本市立小・中学校、幼稚園教育職員の業務量の適切な管理  
等に関する規則の制定について」説明

教育長 これについては今までも目安としてこのような数字が出ていましたよね。

学校指導課長 働き方改革の指針ということです。

教育長 そうですね。これを目標に業務量の削減を行ってきていて大分近づいてき  
たなど、月 4 5 時間というところには大分近づいてきたと。

学校指導課長 そうですね。

教育長 さらに、これをしっかり 4 5 時間以内にとというような形で今取り組んでいる。  
それを改めてここで定めると、そういうようなことですね。

学校指導課長 そういう意味です。

橋本委員 質問です。これまでも目標にしてきたということですが、今回規則を制定す  
るに当たって、この数字の根拠というのは一体どういうもののでしょうか。世間

一般と比べてこの数字自体がどのような位置づけになるのか。一般的な、普通の企業の場合は、36協定か何かであると思うんですが、世間一般と比べてこの数字自体がどのような位置づけになるのか、これをご説明お願いします。

学校指導課長 はい、この数字につきましてまず文科省のほうで指針を出しまして、それを受けて長野県教育委員会のほうで元となる指針を出しております。その数字を受けてこの規定45時間以内、あるいは360時間以内というふうに出しております。ただし、36協定につきましては、学校に関しては事務職員のみが36協定の対象になっておりまして、そのほかの教員は36協定対象外であります。そして、この数字、一般企業に比べてどうかという場合に、多いと言わざるを得ないと思うんですけども、実際に非常に業務量がこれだけになってしまうことも事実ではあります。この45時間以内に近づけるためにこれまでも統合学校支援システム導入とかあるいは給食費の公会計化等、学校の負担を減らすことに取り組んできているところではあります。

教育長 毎月市役所もその超勤等の報告が長のところにあるんですけども、市役所もほぼ同じでしたかね、月45時間ですよ。

ただし、今、課長からもお話があったように事務職員だけがその適用で、だから事務職員はいわゆる超過勤務手当が出るんですね。しかし教員の場合には教職の特別調整額という一律4%の教職調整額、それを超過勤務手当としてみなしているという。そこにいろいろなまだ課題があるのは事実ですけども、これは国の制度でありますので、国と県で教員の給料は負担しているのでその辺がひとつ課題といえれば課題だということです。はい、どうぞ。

橋本委員 先般、松本市の学校の開業日数、開業日数というか。

教育長 授業日数。

橋本委員 授業日数がかなり上限に張り付いてる、ほかと比べて高いところにある数字ということですよ。一方で、ここの時間外については今の話を聞くと、まず事実としては横並びというか、要するに文科省からの指導があって、県もそれに倣って、結局ここに書かれている数字はほかの市町村と比べて特別な数字になっていないということですよ。

学校指導課長 そうですね。

橋本委員       それと、学校の開業日数が多いということと合わせるとどういうふうに捉えればいいですか。

学校指導課長   ただ授業日数を減らすと授業を早く回すわけにいかないで、かなりそれですと負担も実際増えてくるということですよ。夏休み中も別に教員は勤務になっておりませんので、授業日数多くても少なくとも勤務の時間については、

橋本委員       関係ないですか。

学校指導課長   関係ないです。

橋本委員       しかし、授業日数が多い分だけ準備時間がたくさんとなるということじゃないんですか。

学校指導課長   一概にそうとも言い切れないということもあります。

橋本委員       そうとも言えない。

教育長         ええ。前にもそのお話のときに、特に長野県は特別活動のいわゆる行事ですとか、それから校外活動ですとかそういうことを増やしているとお話ししました。いわゆる授業日数の積算根拠は、国語など、いわゆる教科の時数が一番の根拠になっています。教科以外の特別活動ということは学校の裁量で増やしたり減らしたりすることができるのですが、教科の時間は決まっているので、減らしたりはできないんです。例えば、小学校高学年ですと教科の時間は1,015時間だと決まっています。そこにプラスアルファの特別活動の時間が地域や学校の実状に応じてやるということになっているので、長野県は伝統的にそのところを増やしている部分があります。ですので、一概にそれが勤務時間と直結しているという実態はないです。

橋本委員       しかしその部分で、そういう課外活動だとか何かで時間外をするほどの事前準備の負担はかかっていないという理解ですか。

教育長         それは全体の中のことで、時間外がそんなに多くなるということではないというふうに思いますね。私の教員やっていた経験からいくと、かえって授業日数を短くしてやるほうが1日の業務量がきつくなってくると思います。逆に言うと昔は、土曜日も半日やっていましたよね。土曜日やっていたので、大体225日とか230日近く授業日数あったんですよ。そのときの実感、私の実感からすると非常にゆとりがあった。土曜日もなくなって、週5日の中で今までとほぼ同じぐらいの学習内容や行事をこなしていけないといけないので、

授業日数が年々短くなるほど、教員は非常に忙しくなった。ですので、昔の教員はもっと余裕があったよと言われていて、最近教員がブラックだと言われるのは、授業日数が短くなるに比して、いわゆる指導内容が減っていない。このことだと思います。だから授業日数を減らすなら指導内容を減らそうというのが当然ですけど、かえって増えているんです。

市川委員　これは働き方改革と同じで、残業時間の上限を決めるのも大事ですけども、この100時間なら100時間の中にどうやって収められるかという算段をしっかりと検討するのが大事だと思います。我々もそうですが、そのことを検討せずに100時間以上やるなということは何とでも言えるけれど、どうやればできるかという検討は案外できてないということをいつもこういう規則等の中で感じます。

それから、手当が一律4%というのは、給料の高い人ほど、経験を積んで仕事の要領が分かってきて短時間で終わられるけど、おそらく給料が低い人ほど残業を一番たくさんやっているのかなということを想像すると、大変だなと思いました。さらに、何とかしてみんなが時間を短縮する努力をしているけれど、今、教育長が言ったように、逆に指導内容が増えたりしているとすればそれは先生方が本当に大変だと思います。

教育長　例えば、初任の先生は時間の使い方が、どちらかというともみんな一生懸命やってしまうので、膨大な時間がかかってしまいます。一方、ベテランになると、ここは一生懸命やるけどここは少し手を抜くとか、言い方が悪いかもしれませんが、時間の使い方が上手になってくるということは、やはりどこの職場でも同じだと思います。私がある職場にいたときに勤務時間をしっかり守る先生がいて、時間になると会議をやっていても帰ってしまって、会議がなかなかうまくできないということがありました。そこで、その時間の中で収まるように会議を計画しようということをやりながら、どうしても延びるときだけは事前に今日は30分延びるということを知りをして、運営をしたということを経験しました。今回も一応この基準を目標にして、これをできる限りクリアしていくという教員の意識改革もまた1つの課題です。もちろん業務量を減らしていくということと、教員の意識改革をしていくという、その両方がセットになってこれは実現していくものだろうと思っています。

橋本委員 先日、教育振興基本計画のアンケートがありましたね。そのときに教員の方がどういうふうに答えているかという、今、教科の準備の話をしているけれど、そうではなくて、市として教育委員会等から調査依頼が来て、それに対する答えをつくっていくのに非常に手間暇がかかっている、実はその部分で残業をせざるを得ないと答えています。特に今年は通常の調査以外にコロナ関係の調査がどんどん追加されて増えているじゃないですか。だから過去のを全然スクラップしないまま、その上にどんどん上乘せしていくと、結局そのところの負担が大きくなっていくので、かねてから申しあげているように教育委員会自体がスクラップをしていかないといけないと思います。要するに、学校に対する調査をもう少し簡便化するとか、楽にするような方策を考えた上で、何か1つ増やしたら何か1つは減らすぐらいの意識で新しいことをやっていかないといけない。ここは、教育委員会にかなりの部分、そうした役割があるのではないかというふうに思います。

学校指導課長 その点につきましては、学校指導課としても調査をできるだけ少なくするという方向で今年度は取り組んできましたし、県も今まで行ってきた調査の中でも今年も行わないというものがかなりありました。全体としてはそのような方向で動いています。

佐藤委員 皆さん業務量が多い中、授業準備などを持ち帰っている先生方も実は非常に多いのではないかなと思うのですが、そういった学校ではなく自宅等に持ち帰って行っている仕事の仕事量の把握というのはどのようにできているのでしょうか。

学校指導課長 持ち帰り仕事については自己申告です。平日は、校務支援システムC4thで在校時間を把握できますけれども、土日等に持ち帰った仕事はエクセル等に入力してもらってプラスしてという形になっています。

佐藤委員 それは皆さん、実際に申告しっかりされている印象ですか。

学校指導課長 決して減らすことのないようにということで、間違いなく申告してもらうようお願いはしているというところです。

教育長 これも私の経験からですが、教員は授業のために使う時間は全然苦ではありませんので、負担感を感じないのですが、それ以外のアンケートですとか教育委員会から来たと依頼などの授業に関係がないことは負担感というところで必

ずトップで出てきます。ですので、実際は授業のためにすごくたくさんの時間を使っているけれど、それは自分がやりたくてやっているものだから負担感が全然違うんですね。やりたくてやっていることと、やりたくなくてやっていることと、この差というのがアンケートに如実に表れているなどいうふうには私はいつも受け止めています。しかし、少なくとも負担感に感じていることは減らすべきなので、課長が言ったことや、今、橋本委員がおっしゃったことはこれからももっとやってかなくてはいけないかなと思っています。

ほかにございますか。それではまた、このところにどんなふうに改善の方向が見えるのか、見えないのかということをお報告いただければと思います。

それではよろしいでしょうか。

議案第13号については承認いただいたことといたします。

< 議案第14号 > 松本市特別支援教育推進協議会設置要綱の一部改正について

学校指導課長 議案第14号「松本市特別支援教育推進協議会設置要綱の一部改正について」説明

教育長 はい。これについてはよろしいでしょうか。

それでは議案第14号については承認をいただいたものとします。

< 議案第15号 > 松本市学校給食実施規則の一部改正について

学校給食課長 議案第15号「松本市学校給食実施規則の一部改正について」説明

教育長 ご質問、ご意見等ございますか。転出入のときが一番大変になってしまいますので、保護者等にも説明しやすくなったということですよ。

学校給食課長 そうですね。

教育長 はい。それでは、よろしいでしょうか。

議案第15号は承認をいただいたこととします。

< 議案第16号 > 松本市学校給食センター運営委員会規則の一部改正について

学校給食課長 議案第16号「松本市学校給食センター運営委員会規則の一部改正について」説明

教育長 これは中核市移行に伴うものですね。議案第16号についてよろしいでしょ

うか。

議案第16号については承認いただいたこととします。

<議案第17号> 松本市学校給食食品等選定委員会設置要綱の一部改正について

学校給食課長 議案第17号「松本市学校給食食品等選定委員会設置要綱の一部改正について」説明

教育長 はい。これも同様ですので、よろしいでしょうか。

それでは議案第17号については承認をいただいたものとします。

<議案第18号> 松本市公民館条例施行規則の一部改正について

生涯学習課長 議案第18号「松本市公民館条例施行規則の一部改正について」説明

教育長 はい。ご質問、ご意見等ございますか。

ないようですので、議案第18号については承認いただいたこととします。

<議案第19号> 松本市奈川文化センター夢の森条例施行規則の一部改正について

生涯学習課長 議案第19号「松本市奈川文化センター夢の森条例施行規則の一部改正について」説明

教育長 はい。説明が終わりました。ご質問よろしいでしょうか。

それでは、議案第19号については承認をいただいたこととします。

<議案第20号> 松本市青少年ホーム条例施行規則の一部改正について

生涯学習課長 議案第20号「松本市青少年ホーム条例施行規則の一部改正について」説明

教育長 はい。説明が終わりました。ご質問等ございますでしょうか。

佐藤委員 先ほどご説明がありました、青少年ホーム条例の施行規則のページでいうと200ページの男女の性別の記入がなくなったということですが、これは他の中央公民館をはじめとした公民館の利用申請に関してはいかがでしょうか。

生涯学習課長 中央公民館は、条例施行規則に伴うものはございませんが、内規で性別欄がありましたので、削除ということで考えております。

佐藤委員 今後、検討するということですね。

生涯学習課長 新年度からは削除していく方向で決裁を取りまとめて進めております。

佐藤委員 分かりました。

教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは議案第20号についても承認をいただいたことといたします。

< 議案第21号 > 令和2年度松本市公民館活動推進功労者の追加について

生涯学習課長 議案第21号「令和2年度松本市公民館活動推進功労者の追加について」説明

教育長 これは、地区の推薦から漏れてしまったということですね。

生涯学習課長 そうですね。推薦漏れがあったということで申し訳ございませんでした。

教育長 はい。できるだけご苦勞いただいた方は漏れないように表彰してご苦勞に報いたいと思いますので、今後またこういうことのないようにぜひよろしくお願いします。

それでは、よろしいでしょうか。

議案第21号については承認することといたします。

< 議案第22号 > 文化財保護法の規定に基づく土木工事等のための発掘の届出等に関する要綱の制定について

文化財課長 議案第22号「文化財保護法の規定に基づく土木工事等のための発掘の届出等に関する要綱の制定について」説明

教育長 はい。これは中核市移行に伴い、事務が市に委任されるものですね。今まで県の教育委員会に届け出ていたものを松本市教育委員会へ届け出ということですね。

文化財課長 はい、そうでございます。

教育長 ご質問、ご意見等ございますでしょうか。これ、この届出がないと文化財保護法で罰則規定があるわけですね。

文化財課長 はい、そうです。開発行為の60日前までに届けることが義務づけられています。

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、議案第22号については承認をいただいたものといたします。

< 議案第 23 号 > まつもと文化遺産の認定について

文化財課長 議案第 23 号「まつもと文化遺産の認定について」説明

教育長 はい。説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

今の説明の中にありましたけれども、この 3 月 13 日にあがたの森の講堂で、今までにまつもと文化遺産に認定された 4 つの地区、今井、島内、沢村、安原のそれぞれの活動について報告会がありました。私も参加させていただきましたけれども、地区の活動の様子、アンケート等も見ますとそれぞれの地区の特徴ある活動をこれからももっと市民の方たちに知ってもらって、広がっていくといいというような感想もありました。その 1 つとして新たに新村地区が野麦街道を中心にしてということで認定をするものです。今度は道というのが 1 つのテーマになるので善光寺街道ですとか、いわゆる道をテーマに少しずつまつもと文化遺産がまたつながりを持って、面的に広がってくるといいなというような話も一部の方たちとその会場でしたことを覚えています。今まではどちらかという点でこの地区、この地区というような形でまつもと文化遺産の認定が行われていますけれども、これからは、つながりというような、さらに面的に広がりを見せ、ゆっくり、ゆっくり時間をかけて、少しずつ、松本地域全体がこのような活動にカバーされていけばいいなと思います。

文化財課長 はい。

教育長 この地図を改めて見ますと、私も知らないものばかりです。ほとんどこちらのことはあまりよく分からないというのが実情です。またこれを見ながら訪ねたらいいなと思っています。古墳も結構ありますね。

文化財課長 そうですね。安塚古墳が一番中心になります。国道と街道が必ずしも同じところを通ってないのですが、昔の街道を含んでいた国道から 1 歩脇へ入ると古墳がよく残ってしまっていて、その在り方自体が非常に価値の高いものです。

教育長 それが青い線ということですよ。

文化財課長 はい、そうです。

教育長 でも国道というか青以外のところも今実際には道があって重なっているところもあると、そういうことですね。

文化財課長 はい、そうです。

市川委員 ほ場整備するときに、安塚古墳などをブルドーザーで押ししてしまわないよう

に、非常に苦労した思い出があります。

教育長 空から見ると、ほ場整備がきちっとできているのがよく分かりますね。  
よろしいでしょうか。

それでは議案第23号については承認いただいたということにします。

< 議案第24号 > 松本城防火管理規則の廃止について

松本城管理事務所長 議案第24号「松本城防火管理規則の廃止について」説明

橋本委員 市のやり方がよく分からないのですが、これを一度廃止して市長部局でまた新たに作成するということですが、中身は変わりますか。変わらないとすれば廃止ではなくて移管という手続で済まないですかという質問です。

松本城管理事務所長 議案第24号、ページで言いますと223ページですが、その一番上のほうに防火管理規則が昭和30年12月21日に教育委員会規則ということで教育委員会が規則で定めて告示をしております。その廃止行為をして、市長が定める規則ということ新たに公布するという手続上の必要性から廃止するという手続であります。

橋本委員 中身は変わりますか。

松本城管理事務所長 中身は変わりません。

橋本委員 変わらないですか。

教育長 はい。行政手続ということで、廃止をして新たに制定するという形を取ることですので、基本的には、私もずっと出させていただいていた1月26日の文化財防火デーの防火訓練ですとかも変わらずやっていくということですよ。

松本城管理事務所長 はい。

教育長 移管しようがしまいが、本当に松本城で火事は絶対起こしてはいけないというのが今までもこれからも至上命題となりますので、これについては移管後もしっかりそのことは引き継いでいっていただきたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

議案第24号については承認をいただいたことといたします。

< 議案第25号 > 国宝松本城天守耐震対策専門委員会設置要綱の一部改正について

松本城管理事務所長 議案第25号「国宝松本城天守耐震対策専門委員会設置要綱の一部改正について」説明

教育長 これも松本城が管理部門と文化財保護部門に分かれて、文化財課移管に伴ってということです。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第25号については承認をいただいたことといたします。

< 議案第26号 > 史跡松本城整備研究会規程の一部改正について

松本城管理事務所長 議案第26号「史跡松本城整備研究会の一部改正について」説明

橋本委員 先般、美術館については、市長及び市議会に対して私どものほうから意見書を出すということでいろいろと議論して提出しました。結果的に、私どもの議論の結果について、市議会でもめたのかということについては、もめなかったということでしたよね。でもそれが私どもとしては記録に残るということで、引き続き教育的見地を美術館についても持ってもらおうということは、それで達成できたわけですね。その席上、市川委員も発言されていましたが、松本城についてどう考えるのかということが問題になりました。これは意見を求められていないということで何となく時間切れになってしまって、市議会も終わってしまって、松本城の取扱いについて事務局としてはどう考えておられますか。私どもとしては美術館だけではなく、松本城についても文化観光部に移ってしまうと、商業的などころばかりが優先されて教育的見地が後退するのではないかという不安を持っているわけです。美術館と同様に、教育的見地を松本城の運営に当たっても配慮してもらいたいということをどういった形で担保するのか。言うだけではなく、私は、担保が必要だと思うのですが、この間、議論が置いてきぼりになってしまっているの、その点についての事務局の見解を教えてくださいたいです。

教育長 あのときに私も発言したと思いますが、松本城は管理部門と文化財保護部門に分かれて、文化財保護部門は文化財課に移管になりますのでこの規則等も今の文化財課に移管となります。その中で黒門の上にある研究室が、今まで教育普及部門を一手に引き受けてきました。その研究室も同時に文化財課に移管をされるので、残るのは管理課、管理部門です。学校への出前授業やいろいろな

方たちが床磨きとかの体験に来ていましたが、そういう部門はその研究室等を中心にして、引き続き今までどおりにやっていくというふうに私は理解しています。ですので、組織的に美術館は全部移管されたのでそのところは教育委員会で出た意見で担保しましたけれども、松本城については組織的に半分に分かれてその部分で私は担保されているというふうに考えているんですけども、逆にそういう受け止めではいけないのでしょうか。

市川委員 分かりやすくお聞きしたいのですが、ビアフェス等をやる場所でお酒を飲む場所が今までどおりのあの場所がいいのか、もっと場所を移したほうがいいのかという検討をするとき、許可を出すのはどこですか。

松本城管理事務所長 都市公園条例の公益許可については松本城管理課長になります。

市川委員 それは市長部局ですかね。

言っていることが非常に分かりやすいじゃないですかね。そういうふうに変ったということですね。私が教育委員になったときにちょうど、市教育委員会の管理事務所で使用してはいけないというか、自粛をお願いして、ビアフェス等を行わない、やめさせたらどうかということが論議になっていました。わかりやすく言えば、そういうことの決定する部署が市長部局に変わったと考えればいいですか。担保をどうするかという気持ちは分かるけれども、そういうふうに組織が変わることになったということですね。

橋本委員 教育委員会としては、それは手当を取らないということで了解したということですね。

市川委員 教育委員会としては、そういう意見は述べられない。

教育政策課長 美術館とお城が違うのは、博物館施設かどうかという特定の施設であるかないかというところで意見を求められていないという違いがありまして、美術館については博物館施設という特定の施設だということです。それが移るということで意見を求められているということです。

市川委員 今の話でそのようになったということの報告を受けたということですよ。

橋本委員 その話聞いたのは初めてで・・・。

市川委員 ただ、前回そのことについて私は意見を言ったはずなんですけども。同じことを繰り返したわけです。でもそれは移管することになればそういう形で松本市は動いているというふうに決まったということじゃないですか。

教育長 松本城自体の持ち主は国なんですよね。

松本城管理事務所長 天守、五棟、乾小天守、大天守、それから月見櫓と月見楼、それは国の指定です。管理者が松本市です。

教育長 そうですね。国の持ち物を、松本市が管理しているというそういうことですよ。

松本城管理事務所長 国宝5城の現状は、教育委員会で全てやっているところではなくて、管理については指定管理に出しているところもありまして、姫路城はJTBとかに管理を出したりしてしまっていて、管理の大元と文化財については教育委員会が所管しているというそういう事例がほとんどになっております。

教育長 そうです。

市川委員 でも、教育委員会として意見をどうこうじゃなくて、教育委員会の中にあつたときには、そのような意見も語ってもいいんじゃないです。それは、言う権利の有無ということではなくて、一般的な教育委員会としてこれから先、意見提案したらどうですかということですよ。

橋本委員 それはいいんですけどね。要するに、結局美術館からは定期的に報告を受けることによってチェックの仕組みも組み込まれたということで担保ができていくわけですよ。しかし、松本城の場合は先ほど言ったように、建物はまだ教育委員会に残っていて、その部分を通じて牽制力があるということですね。非常に難しいなと思っているのは、これは全く私の個人的見解なんですけど、松本城をどうやって保存するのかというのは決して簡単な話ではないです。なぜかという、今までのように何十万人もどんどん松本城に入れたらあの木造の建物が壊れてしまう。それを国宝としてどう残していくかということと、今度、観光振興という形でそちらのほうに移管されると経済的な追求のほうはどうしても強くなると思うんですよ。私はむしろ修学院離宮とか桂離宮のようにあらかじめ入場者を何人かに絞るといような形で抽選にして保存と両立をさせた方がいいと思います。逆に言うと、絞られるがゆえに需要と供給の関係で価値が上がるとか、何かそんな運営の方針もあります。多分そんなようなことをそもそも観光の部局からは発想が出てこない。発想が出ないというか常々申しあげているように、経済と何かを一緒にすると絶対的に経済のほうが強いですよ。コロナもそうだし、それから原発だってそうだし、ずっとこれまで

も私は申しあげています。これは市長にも直接申しあげた話ですけど、経済と一緒にすると絶対に経済が勝つんですよ。そこところが非常に不安だということですよ。

教育長 今、橋本委員がおっしゃるような懸念や議論は以前にも出ていまして、上限まで入れても、100万人も絶対入れないですよ。100万人超えるなんてことはあり得ないです。大体80万人前後で70万人ぐらいが適正規模ではないかということも以前に話をしたことがありました。ただし、現在はコロナの関係でソーシャルディスタンスを取って入場制限もしていますが、将来的には今、橋本委員がおっしゃったような松本城の保存という面と活用という面に入場するにはどのぐらいが適正なのかということも、当然考えていかなくてはいけないことだと思います。これは天守だけの問題ではなくて、松本城の周辺も含めて整備をしながら、全員が天守へ上るとは限らないですし、もっと大勢の人がより楽しんでいただけるような、旧開智学校も含めて回遊性ですとか、トータルとしてこれから松本城を中心にして考えていくと捉えています。いかがでしょうか。

市川委員 文化財課が守るんだという思いをしっかりと持ってさえいけば、今おっしゃった心配されているようなこともしっかりと対応できると思います。それはまた総合教育会議で市長部局と直接会話できる機会が年に2回もあるのですから、ぜひ議題にさせていただければと思います。確かにお城の階段を見ただけでもあれだけすり減っているし、善行光寺のびんずる様も顔が見えないぐらいに傷んでいるのをみると、この文化財課がしっかりと松本城を守るという意思を持っていただいて、文化財課に任せる、お願いしていいということではないかなと思います。

教育長 旧開智学校も同じことが言えますよね。今の期間は、無料だということもありますが、先日行ってみたら結構人が多くて、今までそんなことはなかったと言っていましたけれども、午前中だけで500人来たということでした。

橋本委員 無料だからですよ。

教育長 ええ、そうですね。松本市民の方もいっぱい来ていまして、1日で1,000人近くになったのではないのでしょうか。今まで、1日で多くても300人ぐらいだというような話をお聞きしたことがあります。それぞれの施設自体の

許容量についても、文化財課では考えておくことも必要かなと思います。松本には他にもいっぱい施設があり、大事なことだと思いますので、文化財課には、事務局からこういうご意見があったことを伝えていただきたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

議案第26号については承認いただいたことといたします。

< 議案第27号 > 松本市美術館条例施行規則等の廃止について

美術館副館長 議案第27号「松本市美術館条例施行規則等の廃止について」説明

教育長 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

橋本委員 廃止されて、新たに制定する際に中身が変わるところ、新しく追加されるところはありますか。

美術館副館長 中身は基本的に今までどおりです。

橋本委員 基本的に今までどおりの形で市長部局へ移るということですね。

美術館長 はい。

教育長 それではよろしいでしょうか。

それでは、議案第27号についても承認をいただいたことといたします。

以上で協議事項が終わりましたので、ここで少し休憩を取りたいと思いますが、45分再開ということではよろしいでしょうか。

それでは休憩といたします。

休憩 午後3時37分

再開 午後3時45分

それでは再開をいたします。

< 報告第7号 > 新型コロナウイルス感染症の影響等に関するアンケート調査結果について

こども部長 報告第7号「新型コロナウイルス感染症の影響等に関するアンケート調査結果について」説明

教育長 はい。ありがとうございました。

学校指導課長、何か補足ありますか。

学校指導課長 結構でございます。

教育長 よろしいですか。

報告をいただきましたが、ご質問、ご意見等ございますか。これだけのものをまとめていただきましたので、感想でも結構です。

市川委員 非常に意義があったと思います。「こころの鈴」はどこに出てきますか。

こども部長 「こころの鈴」について直接聞いた質問はないです。ただ相談先として、相談する場所の1つに捉えてもらっていただければいいなということです。

市川委員 そうですね、この41ページの中になかったものですから。

こども部長 こちらは親のほうの虐待の相談先なので、「こころの鈴」はそこではないので選択肢にはあげなかったのですが、こころの鈴と答えた方もいらっしゃいました。

市川委員 はい、分かりました。

橋本委員 アンケートはこういうことなのでしょう。ここ最近、学校訪問をやめていますけれど、昨年来ずっと学校訪問していて少し引っかけたのはコロナウイルスというのは公平にみんなにかかっているのだけれど、私が学校訪問した中で経済的な弱者が多い地区では、厳しめに影響が来ているなという感じがします。だからそういう意味でいろいろなコロナウイルス関連の施策を打つときに経済的弱者をどう救済するのかということは一番重要なテーマです。今あったようなこういう問題も、経済面で弱者のところにとりわけしわ寄せが来ると余計に家庭環境や子どもたちにも影響が大きく及んでくるわけで、何となく市街地周辺の学校へ行ったときと比べると雰囲気が違うというような印象を持ちましたので、繰り返しになりますが、弱者をどう救済するのかというのは非常に大きなテーマだと思います。

教育長 いわゆる家庭による格差ですね。それが今回のこのコロナ禍では非常に顕著に表れたというのが特徴だと思います。かえって家庭内の団らんとか話をする機会が増えて親子の絆が深まったり、親が学習の面倒を見たりとかいろいろなことが深まったという家庭もある一方で、もうそれどころではないというような形で虐待に近い状態に置かれてしまったような状況もあったということで、今まさに橋本委員がおっしゃったようなことが端的に表れてしまうので、これ

からの施策としてそういう子どもたちをどう救っていくかということは大事な  
ことだと思います。

でも、今回私は、こども部長にも何回もお話しましたが、松本市で一番よ  
かったと思うのは、34、35ページのところを見ると、預かりについて、子  
どもの面倒を見てくれる場所という設問で困ったということを挙げている人が  
少なかったことです。臨時休業になった3月2日から、全部の児童センターや  
児童クラブが朝8時から開けてもらえたということが最大のこの松本のよかつ  
たところで、あれでどのくらい大勢の子どもたちが救われたかということの本  
当につくづく思いました。

橋本委員       でもね、それは差し引いて考えないといけないと思います。なぜかという  
このアンケートのやり方は学校から文書を依頼してインターネットで答える  
という形を取っています。インターネットで答える家庭環境ってどういう人々で  
すかということで、実は本当に弱者の人の回答がこの中に入っていないと思  
うんです。

こども部長       スマホでも答えられますけれど。

橋本委員       しかし、そもそもスマホ自体を持ってるかどうかは分からない。

こども部長       そこまですなると違いますね。

橋本委員       だからそういう意味では弱者の部分の数字反映が過小評価されているの  
ではないかというふうに思います。回答方式が悪いと言ってる意味じゃない  
ですよ。回答方式から推察するとそういうことは一応念頭に置いておく必要  
があるのではないかなという気はしますよね。

教育長           ただ、多くが家庭で面倒が見られないから児童センターや放課後児童ク  
ラブに子どもを預けて勤めに行っていましたよね。休業期間中に、全部の  
児童センターに3回くらい直接様子を見に行き、センターの職員に困った  
ことがないとか、どういう状況か聞きました。医療関係者と飲食関係者  
の子どもが一番多いとどこのセンターでも言っていました。3月の卒業式  
までまず預かり、その後は春休みの間に通常で預かり、その後4月にな  
って、今度は入学式の頃また休校ということで預かり、そういう意味で  
しっかり子どもたちを預かってもらうことができたことは非常に大きかつ  
たです。それができない市町村は結局休業を遅らせた市町村も結構あり  
ましたし、時間で午後からとか10時からし

かセンターを開けられないから、その間学校で面倒を見て、その後児童センターへ移管するとか様々な自治体があったんですけども、一貫して松本は通常の長期休業と同様の対応ができたということはよかったです。

橋本委員　でもその問題は、もっと議論しないといけないと思います。学校に行くのと児童館や児童センターに集まるのと密という意味では同じで、たまたま今になって振り返ってみると子どもへの感染というのが少なかったから学校以外のところで預かったというのはよかったねということではあるけれども、それだったら学校開いたほうがいいじゃないかということと大して変わらないと思います。でも、なぜ考える必要があるかという、今、変異株が出てきていて、これは子どもでもクラスターが発生しています。次、第4波とか第5波が来たときに同じように学校は閉めるけど預かるところは確保するというやり方でいいのかどうかは状況によってはうまく行かないかもしれないからです。

教育長　私が今話をしているのは、去年の状況に関しての話です。

橋本委員　それはね。でも、それは結果論だと思います。

教育長　ええ、でもあの3月の時点では、休業をすることがとにかく最優先でしたので、そこが担保できないまま休業に入ったわけですよ。

橋本委員　でも、あの時点ではそういったところを開くこと自体、そこに集まるわけだから。

教育長　ただし、やはり救済措置を取らないといけない。そこはきちっとやっていかないといけない、ということで対応をしました。

こども部長　あのときは本当にどうしようもなく、とにかく預からねばというところでした。ただ、密になることはもちろん分かっていたので、近くの公民館ですとかの部屋を借りて、密になるセンター等は密にならないように工夫しました。

これからは多分学校を休みにするという事はよっぽどのことがない限りないとは思いますが、もしそうなったときは今まで以上に、確かに変異株のことを思うと今まで以上にもうちょっとやっていかなくてはいけないだろうということは思っております。学校が休みにならないことが一番ですけども。

教育長　基本的には学校はもう休まないということですが、逆にそうではない状況も今後またあり得ると思います。昨年の措置、いわゆる3月から5月いっぱいまでの措置に関しては、そういうことがきちんとうまく機能したと思います。橋

本委員がおっしゃるように、今後、新たな事態には、また新たな体制で対応していかななくてはいけないと思います。ただし、昨年の対応は評価していいし、学校以外の放課後児童センターや放課後児童クラブの職員、それから地域の方々、それから学校給食センターの職員、いろいろな方たちがいろいろな形で応援してくださって何とか乗り切ったというこの力はしっかりと評価をし、それからそのご苦労に対しては本当に感謝を申しあげるといことはしていかないと思います。そして、第4波、第5波のときには、地域やその他の方々の協力を再び得なくてはいけないという事態が多分来るのではないかと考えていますし、学校だけではとてもとても今までどおりには行かない事態が来るかもしれないということだけは覚悟しておかなくてはいけないと思います。そういう意味では、地域やいろいろな支援体制をトータルとして評価し、検証し、次回に備えるということを学校も含めて議論しなくてはなりませんし、またいずれ議論する暇もなく次が来るかもしれませんので、ぜひまたいろいろな対応を議論するときに教育委員の皆さんにはそのことを踏まえて議論をしていただけるといいなと思っています。

市川委員　　私は教育委員になって2年間、引きこもりに関してすごく自分なりに関心を持って学校訪問を回りましたが、そのときに聞いた話とこのデータがつながっていると思っています。コロナでみんな子どもが家で休んでいるというときの不安とか、いろいろな子どもの問題が、引きこもっている子どもの親が言っていることと全く同じことを言っています。これだけいいデータですから、引きこもり対策にもこのデータは非常に大きく生かせるのではないかと思います。一般の親にしてみても、引きこもりの子どもの親たちに対しての気持ちとかを生かしてもらってもっといいのかなと、聞いていて思いました。ですので、そういうことにも、参考データとしてこれを利用してもらえたらなと思います。

佐藤委員　　話が1つ戻って、旭町のワーカーズコープさんがやっていたらっしゃるセンターですが、ワーカーズコープさんがあの時期に、非常に危険を感じて困っていたらっしゃって、私もその話し合いに何度か同席させていただきました。何があったかという、信州大学教育学部附属小学校と旭町小学校の両方の児童が利用していたところで、以前からあった問題がコロナでさらに深刻な問題になって、来年度以降その附属小学校の中で学童を設置されることになったというお

話をお伺いしています。それは今回に限って起きたわけではなくて、これまでずっとあった課題がコロナで突きつけられたというところから出てきたお話だと思うので、全体的にお子さんを放課後に預けて働きに出られるお母さん方が増えている中で、このコロナ禍だけでなく、指定管理先の声をしっかりと拾い上げていくということは、引き続き必要なことだと思っています。

教育長 私もあそこに何回かお伺いして、本当に大変だなと思いました。1クラス分がそっくり来ているような状況でしたので、旭町小学校の教頭先生や附属小学校の先生まで応援に来てくださって面倒を見るという対応をしていました。そのうえ、場所も少し旭町小学校のところを貸していただいていたというようなことで乗り切って、新年度、その状況は解消しなくてはという状況でした。

こども部長 教育長が動いてくださいますと、附属小学校で場所をお借りできることになりました。

教育長 附属小学校の中で適当な場所がないかいろいろ探しました。

こども部長 今、準備を整えています。

教育長 でもこのことがなければそのまま来てしまっていたかもしれないですね。このおかげでしっかり対応を考えることになったので、移動もなくて、放課後預かってもらえるということは、子どもたちにとって一番いい形になったのだと思います。似たような状況は、ほかのところでもあり得るので、そういう面で放課後の子どもの施設については、毎年人数が違って、常に状況が変動するので、その辺またきめ細かな情報収集と対応をお願いします。

佐藤委員 もう1点、先ほどこども部長も触れられた、いつもおなががすいていたという子どもたちの数が圧倒的に小学校の低学年が多いですね。自力で食べ物を何とかできない子どもたちってということなのかなと思いますが、この低学年で17人という回答の数字はクラスあるいは学校の中で回答を受けた先生方というのは把握されているのでしょうか。それとも全く回答の内容は市のほうに集計をお任せしているという形でしょうか。

こども部長 今、どこの学校ということは分かりますけれども、それが誰かというところまではおそらくチェックはされていないと思います。

学校指導課長 そうですね。ただ、担任は、その家庭の状況は分かれますので、それぞれの対応にはなっていると思います。

佐藤委員 市内では新たに子ども食堂に取り組まれるような地域や地区などがあったりするので、そういうところとの連携が今後できていくといいなと思います。

教育長 去年の春休み中は、学校給食が3月からなかったので、**そのある**炊飯業者が無償でおにぎりを1日2万個まで児童センターや放課後児童クラブに前日に注文した数だけ届けてくれるということをやっていただいて、しかも具を毎日変えたおにぎりを届けてくれました。あれで非常に助かったという保護者もいたり、お弁当は持ってくるけれど午後のおやつにそれを食べたりということもありました。業者もボランティア、協賛の人たちが集まって提供していただいたということでした。そういう支援も非常にありがたかったなと思っています。今回はそういう意味でいろいろなことが行われて、子ども食堂ももちろん大事ですけれども、本当に新たな支援もいただいてよかったなと思っています。

こども部長 とても好評でした。

教育長 みんなあのおにぎりをとても楽しみにしていました。

ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、承認いただいたことといたします。

先ほど市川委員からお話が出ましたように、これをまたいろいろな面で活用して、今後もこういうことがなければいいのですけれども、もしものときにぜひ生かしていけたらと思います。本当に膨大な調査をまとめて報告していただいてありがとうございました。

< 報告第1号 > 令和3年松本市市議会2月定例会の結果について

教育政策課長 報告第1号「令和3年松本市市議会2月定例会の結果について」説明

教育長 はい。ただいま報告がありました。ご質問、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第1号については承認いただいたことといたします。

< 報告第2号 > 令和2年度海洋教育パイオニアスクールプログラムの取組みについて

教育政策課長 報告第2号「令和2年度海洋教育パイオニアスクールプログラムの取組みについて」説明

教育長 報告をいただきました。3年のうちの2年目という活動報告が中心でありま

したけれども、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

今までも松本市では環境教育としてトライアルエコスクールという取り組みがありましたけれども、環境教育というのは幅が広くて、なかなか核がないというようなことが悩みの学校もありました。特にこの5校はこれを核にしながら環境教育を推進していき、それがまた市内の各学校に広がっていけばいいなということで、この事業の意義がこれから何年か先に今よりもっと大きくなってくるのかなと思います。また、そういう取組みにしていかななくてはいいなと思っています。

ぜひ来年度は最終年度になりますけども、今後につながる活動に育っていけばいいなと思っています。

それでは報告第2号についてはよろしいでしょうか。

承認をいただいたということにいたします。

< 報告第3号 > スポーツ庁公募企画「令和2年度運動部活動改革プラン」事業完了について

学校指導課長 報告第3号「スポーツ庁公募企画『令和2年度運動部活動改革プラン』事業完了について」説明

教育長 報告をいただきました。ご質問、ご意見等ありましたらお出してください。

市川委員 2つ質問というかお聞きしたいと思っています。このアンケートの中で今後実施していくためにもいいものはそれでいいですけども、よくなかった点についてお話を聞きたいというのが1つです。

それと令和5年までに何とかしたいというのは学校指導課長がおっしゃっているとおりで、アンケートにある先生方の意見をみても、これはかなり覚悟といたしますか、なかなか大変なことだとすごく感じます。

それともう1つ、一番私が心配していることは、プロが来てやってくれるということは技術の向上にはとてもいいですけども、クラブとしてやっている中には技術の差が人によって違って、うまくなるためだけに突き進んでいくと、スポーツの楽しさを感じることから置いていかれてしまう子どもが出てくると思います。生徒アンケートの結果に、あまり楽しくなかった、楽しくなかったという回答があるように、そういう子どもたちもすべて一緒に楽しく面白

くというクラブ活動の面も残しながら、その令和5年度に向かうために先生方とも一緒になっているいろいろな検討が必要じゃないかということを感じました。小中学校、特に中学校ですけれども、その辺のサポートというか、全部移譲してしまうのではなくて、先生がもっと一緒に遊ぶというか、そういうところも聞きたいと思ったのですが、いかがでしょうか。

学校指導課長 まず、スポーツというのはいつでも、どこでも、誰とでも、というのが基本になると思います。トップを目指すというか非常に技能を高めたい子どももいれば、本当に体を動かす程度で楽しみたいという子どももいますし、それらのニーズに応じた対応が必要だと思います。やはり技術指導については技能に長けたトップアスリートが入るのが有効だとは思いますが、それ以外のメンタル面のケアも含めた部分は教員の役割になると思います。ただ、松本山雅FCのコーチの方々の指導というのは、技術一辺倒じゃなくて、スポーツ、サッカーに限らずスポーツを好きになってもらいたいという思いが非常にある中での指導で、この楽しさ、本当の意味での運動の楽しさを味わえるような指導をしてもらっていると私は思っています。

佐藤委員 学校の顧問の先生であれば勝ち負けにこだわらないかということ、顧問の先生でもかなり強さとか勝ち負けというところに注力する先生方も非常に多いので、そこに様々な目や手が入るということはいいことではないかなと思います。

私もアンケートを見ながらですが、今日も委員会の初めのところでも時間数の面での働き方改革という点が出てきましたが、この顧問の先生方のアンケートの中でも部活動は拘束時間より生徒に専門外のことを教えなければならない心の負担が大きいという意見がありますし、それは当然のことだと思うんですね。一方で、顧問もなさっている先生の中には学生時代からそのスポーツをやっていたという先生も少なからずいらっしゃるように、その個別の状況に応じたサポートというのが必要じゃないかなと思います。恐らくご自身が指導ができる先生に関して言えば、調整が逆に大変であるというのがアンケート結果にも出ているかと思うので、そういったところにもそれぞれの個別といいますか、現状に合わせたサポートが必要なのかなと思います。

学校指導課長 今年度も各学校の各種目の顧問が専門者が専門者じゃないか、それから外部指導者を希望するかしらないかということでも意見を聞きまして、外部指導者が

必要だというところには松本市スポーツ協会に指導者のあっせんをお願いしたところでございます。ただ、難しいのは学校の部活動の時間に、気持ちや技能はあっても時間的に難しいということもあり、そのマッチングのところでは苦労しているところです。

市川委員 部活動をもっとやりたいという先生もいるじゃないですか。今後こういう事業が進んで、部活動が地域に移行していくことになったときに、子どもたちを指導したいという先生はどうなりますか。

学校指導課長 そういう先生もいっぱい活動していけるようにしないといけないと思います。部活動とすると、県では部活動指導手当の金額は決まっていますので、休日は1日3時間までで、掛ける50週です。それ以上になる場合には、部活動ということではなくて、地域の指導者として活動される方も出てくるだろうとは思われます。

教育長 だから休日指導をして問題になるのは、ボランティア頼みではなかなか大変なので、休日指導に何らかの金銭的な保障をするというような仕組みが将来的にできてくるといいなあと思います。ふだんは学校では専門でなかなか部活動は教えられないけど、休日には自分はしっかり教えたいというニーズも逆にありますので。

学校指導課長 そうですね。要綱の(4)の下から2つ目、エに書いてありますが、教職員の兼職・兼業の考え方の整理というところで、教員という立場を離れての指導をして報酬というのかお金をもらうという、そういう立場も国は考えているようです。ただ整備が難しいところがあるかなと思っています。

教育長 第1回の合同部活動をサッカーで試行したときも、反対という子どもたちもいました。合同部活動で合同チームになると単独ならレギュラーになれるのに合同になると下手な僕はレギュラーになれないみたいな、そういう声もあって、これは子どもの本音だなと思いました。そういう願いの子どもたちもいるので、その辺はこれからですが、サッカーや野球のような団体競技の部活動が成立しにくくなってきているので、現在圧倒的に増えて多くなってきているのは、卓球、バトミントンくらいですかね。

学校指導課長 そうですね。減ってきているのはバレーボール部です。

教育長 野球、サッカー、バレーボールが減って、個人種目で出られる卓球、バトミ

ントンが圧倒的に増えてきていて、夏に総合体育館でやっている全県の小中学生の卓球大会は、参加者が多くて試合数がものすごく膨大になってきて組み合わせが大変だという現状をお聞きしています。

佐藤委員      こちらのアンケート結果にも指摘があるんですが、小規模校の合同部活動の生徒の移動手段の確保は、確かに保護者に負担や、どうしても車で送迎が必要になってくるといところの安全面への配慮等、こういった点も必要な視点だと思いますが、この点はいかがでしょうか。

学校指導課長      その大事なところで生まれ育った環境によりスポーツに接する機会が少なくなっているのはとてもよろしくないと思います。

佐藤委員      あと、仕事、休日も含めて仕事をしている親御さんも多い中で、どうしても送迎がなければ部活動が続けられないというところは、もちろんそこはお互い同じ学校の保護者で融通し合っという面はあると思うんですが、少なからぬ負担でもあるので。そういった点を今後どういうふうに解決するといか配慮をしていくかということが大事だと思います。

学校指導課長      課題とさせていただきます。

関連して一点、各校の部活動が少なくなった関係で、今まで行ってきた市巾大会が令和3年度からなくなります。ですので、種目によっては、いきなり巾信大会から始まるか、巾信大会松本予選会といような形になっている種目もありますので、今までと様子が変わってきます。

教育長      中学校もそうですけれども、高校の部活動もかなり中学校と似たような、かえってもっと中学校より成立しない状況があるようです。高校の部活動は、教員に部活動手当が出ないので、全くボランティアです。高校も非常に苦しいとい段階で今、旧第11通学区の高校のあり方を話し合っている中でも、そのことが話題になっています。子どもたちの体力も含めて体育スポーツに親しむ環境といのをどういうふうに保障していくかといことは、中学校だけの問題ではなくて、生涯にわたるまさに生涯スポーツといそういう視点からもこれからは、少し視点を変えていかないと今までの競技力一辺倒の部分からどう転換してくかといこと、これは大きな課題ですよね。

佐藤委員      費用面での負担はかなり大きいといことを私も保護者として感じています。どうしても運動部等に入れば、揃いのユニフォームからいろいろな種類のユニ

フォームがあって、それに加えてシューズだったりラケットだったり様々な準備物が必要です。これも本当にスポーツができる家庭、できない家庭というところの差がついてしまう現状なのではないかなと考えています。

教育長            そこも大きな課題ですね。

市川委員          万と掛かりますよ。親がつきっ切りで送迎をしないといけないですね。

佐藤委員          ウェアだけでも本当に数種類いろいろなパターンでつくらなければならないので、かなりの高額ですね。

教育長            よく分かります。

                  はい、それでは他に、よろしいでしょうか。

                  松本市としてはまた令和5年を目指して新たな取組みをとということで報告を受けましたので、これは承認をすることといたします。

#### < 報告第5号 > 寿公民館の灯油漏出について

施設整備担当課長   報告第5号「寿公民館の灯油漏出について」説明

教育長            はい。今まで何回か途中も含めて報告をいただいてきましたけれども、これが最終報告というような形ですね。

生涯学習課施設整備担当課長   はい、そうです。

教育長            ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

市川委員          これ地下埋設だから起きたことであって、地下埋設にしてあるところはまだまだたくさんありますよね。それを地下埋設から変更していくというような考えはないですか。漏出してからやるのはこういう膨大な金額になってしまいますから今のうちに早急に変更していくということはどうでしょうか。これは地下埋設だと、どんな施工をしていても起きてしまうんですよ。今回のようなことが起きないためにも早急にそういう対策を取ったらどうかなと思います。

施設整備担当課長   その件につきましては、全ての公民館を調べまして、安原地区公民館と梓川公民館につきましては、来年度対応する工事を行います。そのほかの公民館は、直近5年以内に中間補修工事等がある公民館につきましては、そのとき対応するように考えております。

教育長            地下埋設のところは、5年以内には大体対応できるという計画ですね。

施設整備担当課長   そうです。

市川委員　　これは新しいから大丈夫ということはないんですよね。

施設整備担当課長　そうですね。

市川委員　　状況だとか、銅管とかに関しては。

教育長　　地下水の問題とかいろいろなものが出てきます。

市川委員　　こんなにかかってしまうんだなと思いました。

教育長　　それなら、地下埋設をやめる工事したほうがよっぽど安いでしょうね。これをいい教訓にして、事後の対策をしっかりと二度とこういうことがないようにお願いします。

橋本委員　　そもそも今の世の中だと、石油からの脱却を考えないといけませんよね。

教育長　　何ですかね。太陽光ですか。一応各学校には太陽光は全部の学校に太陽光は一応つけて、それも一部として利用はしているんですけども、とても賄えるようではありません。学校の屋根に太陽光とかというところも事例としては全国的にありますが、学校は屋根以外につけられるようなところがないので、場所的にそのようなことも将来的な課題ですよ。

それではよろしいでしょうか。

報告第5号については承認いただいたことといたします。

< 報告第6号 > 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石整備計画の策定について

文化財課課長　報告第6号「特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石整備計画の策定について」説明

教育長　　はい、説明をいただきました。今までも、これも何回か途中で報告を受けていますので、いよいよここまで来たかという印象でありますけれども、ご質問、ご意見等ございましたら。

橋本委員　　先日、1月に白骨に行きました。その時に、某旅館のご主人が、文化財課が情熱を持ってやってくれているので大変ありがたいということで、すごく感謝されていました。ご参考までにお伝えします。

教育長　　私どもも何回か現地へ行きまして、旅館の方たちともお話をし、ここにも書かれていますけれども、大正11年に国から天然記念物指定を受け、昭和27年に特別天然記念物に指定はされましたが、実際は手つかずのままほとんど活用しないで現在までできていました。当時は、安曇村でしたが、ずっとそのまま

来て、ここへ来て、本当にここ数年で初めてこういうふうに関目を見て、現実的に活用というところまでこぎ着けたということです。ぜひこれが、全国的に見て非常に特異な地形、生成で、地質的にも特異な地形ということでもありますので、ぜひまたこれを観光に活用してもらって、白骨が注目されるといいと思います。私も地質をやっていたものですから何回もこの辺を歩いていますが、随通しですとか、石灰岩なのでその近くにウミユリの化石だとか、いろいろなものが見えますので、ぜひそういう意味での観光振興に寄与できたら、本当にいいなと思っています。ぜひしっかり進めていただけたらと思います。

よろしいでしょうか。

橋本委員 全然違う案件ですけど、少しお伺いしていいですか。

教育長 どうぞ。

橋本委員 私のマンションの前の発掘がかなり大規模に行われて、今日はドローンまで飛んでいましたが、あれまだ大分わかりますか。

文化財課長 お答えします。予定は5月末までです。現在、平安時代の住居跡なので調査しておりまして、今月中にその面が終わりまして、次、その下に弥生時代の地面があるものですから、そちらの調査に入ります。

橋本委員 そうですか。2つあるんですか。

文化財課長 はい。扇状地の端で堆積活動が激しいところになります。

橋本委員 かなり大規模に掘り返しているなと思ひまして。

文化財課長 これまでにかかなりいろいろあって調査開始が遅くなったものですから

橋本委員 なるほど。

文化財課長 少し規模大きくして注力しておりますけれども。

橋本委員 今やっているのは平安時代ですか。

文化財課長 はいそうです。

橋本委員 その下に弥生時代ですか。

文化財課長 はい。

橋本委員 もともと弥生時代と聞いていたんですが。

文化財課長 下手すると3年ぐらいかかるところが部分的にあるものですから。

橋本委員 あそこにあがたの森公園のほうから道が拡幅される予定ですよ。

文化財課長 はい。

橋本委員       あれも今全部止まっているんですね。

文化財課長     あれは県の事業です。あちらのほうは、1か所部分的に交差点のところ以外は、調査が全部去年のうちに終了しています。やはり、同じように弥生、それから平安時代、古墳時代もあります。

橋本委員       ありがとうございました。

教育長         それでは、よろしいでしょうか。  
承認したことといたします。

< 周知事項 1 > 春の大型連休における教育施設の開館について

教育長         それでは、これまでの案件を通して何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

この後の会議は非公開となりますので、傍聴の皆さんは退席をお願いいたします。

それでは、これより非公開案件について議題とします。

< 報告第 4 号 > 地区公民館長の任命について

非公開案件につき内容省略

承認

閉会宣言

赤羽教育長は、令和 2 年度第 1 2 回定例松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

< 午後 5 時 2 3 分閉会 >

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

小澤 弥生

会 議 録 署 名 委 員

橋本 要人

---

佐藤 佳子

---